

令和4年6月22日

内閣官房長官
松野 博一 殿

特別区長会会長
山崎 孝明

ウクライナ避難民支援に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ロシアによるウクライナへの侵略により、多くのウクライナ人が国外への避難を強いられている状況です。

特別区では、現在、23区すべての区がウクライナからの避難民を受け入れており、日々、避難民の方々が安全・安心な生活ができるよう様々な支援を行っております。

国におかれましては、今後も引き続き、特別区が避難民への適切な支援を行っているよう、下記の点について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 国、都、区市町村の役割分担を明確にし、密接に情報の連携・共有を図ること。
- 2 避難民の受入れの長期化を視野に入れて、今後の国としての方針を早期に示すこと。
- 3 ウクライナ避難民の各自治体への異動情報等は日々変化しているため、自治体に対する情報提供を強化するとともに、国による支援の内容を逐次、情報提供すること。さらに避難民に対しても、入国時に適切に支援内容等の情報提供を行うこと。
- 4 身元保証人等の有無に関わらず、ウクライナ避難民の生活支援金、医療費について、迅速かつ適切に支援すること。
- 5 身元保証人等に過度な負担がかからないよう、経済的支援・情報提供の充実などサポート体制を構築すること。
- 6 日本語教育を受けるための環境整備や、自立に向けた就労支援を充実させること。
- 7 各自治体が独自に実施している支援策に対する財政支援を行うこと。